

千葉大学校友会会則

平成14年 3月 1日
制 定

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 本会は、千葉大学校友会と称し、事務所を千葉大学企画部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、千葉大学及び各学部同窓会の発展に寄与し、会員相互の親睦・情報交換を図り、社会に貢献するとともに、千葉大学の国際的発展を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 千葉大学の教育発展の支援事業
- 二 総会及び親睦会の開催
- 三 講演会、文化事業等の開催
- 四 国際交流の推進
- 五 その他世話人会が必要と認めた事業

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号のいずれかの者とする。

- 一 千葉大学に置かれている学部等同窓会の会員
 - 二 千葉大学教職員又は教職員として在職していた者
 - 三 千葉大学在学学生
 - 四 本会の趣旨に賛同する者で世話人会が認めたもの
- 2 前項第2号の会員の範囲については、世話人会において定める。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、次の各号に該当し、世話人会が認めたものとする。

- 一 前条の会員以外の者で、本会に貢献したもの
- 二 産官学連携事業の推進に協力した企業

(役員)

第6条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 理事
- 四 代表者
- 五 幹事
- 六 監事

2 会長は、国立大学法人千葉大学長をもって充てる。

3 副会長は、世話人会の議を経て会長が委嘱する。

4 理事は、各学部同窓会の推薦により、世話人会の議を経て会長が委嘱する。

5 代表者及び幹事は、本会に加入する各団体からの推薦により、世話人会の議を経て会長が委嘱する。

6 監事は、世話人会の議を経て、会長が委嘱する。

7 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として6年を超えることができないものとする。欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(世話人会)

第7条 世話人会は、会長、副会長、理事及び代表者で構成し、本会の運営を議する。

2 世話人会は、第2条の目的を達成するため、前項に定める者のほか、千葉大学経済人倶楽部「絆」の会長及び副会長をその構成員に加えることができる。

3 世話人会は、必要の都度会長が招集し、会務の重要事項について審議する。

4 世話人会は、会長が緊急を要すると認めた事項については、総会に代わる議決を行うことができる。この場合において、会長は、総会で事後の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

3 理事及び代表者は、世話人会に参画し、本会の事業を執行する。

4 幹事は、本会の運営に関して会長を補佐する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(名誉会長、参与、名誉会員)

第9条 本会に名誉会長、参与、名誉会員を置くことができる。

2 名誉会長1名を置き、本会会長をつとめたものを推戴する。

3 参与は、名誉会長をつとめたものを充てる。

4 名誉会員は、本会副会長又は本会の発展に多大な貢献のあった理事若しくは代表者等をつとめたもののうち、世話人会が認めたもの。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、世話人会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の諮問に応ずる。

第3章 総会等

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

一 会務報告

二 予算及び収支決算

三 役員の仕事報告

四 会則の改廃

五 世話人会において必要と認めた事項

(議決)

第12条 総会及び世話人会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事会)

第13条 本会に会務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 会計

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費等については、別に定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

4 本会の収支決算は、毎年3月に編成し、世話人会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は、平成14年3月1日から施行する。

2 第6条第3項本文の規定にかかわらず、平成16年3月1日に就任する役員の任期は、平成17年度の定期総会の日までとし、以降の役員の任期は、役員選出が行われる年度の定期総会の翌日から翌々年度の定期総会の日までをもって同項にいう2年とする。

附 則

この会則は、平成15年10月4日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成16年10月2日から施行する。

2. 第6条第7項本文の規定にかかわらず、平成16年10月2日に選出される役員の任期は、平成16年度の定期総会の翌日から平成17年度の定期総会の日までとし、以降の役員の任期は、役員選出が行われる年度の定期総会の翌日から翌々年度の定期総会の日までをもって同項にいう2年とする。

3. 改正前の会則に規定する常任理事会及び理事会の議決又は承認を得た事項は、改正後の会則に規定する世話人会の議決又は承認を得たものとみなす。

附 則

この会則は、平成17年11月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年11月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年11月5日から施行する。